

介護保険認定申請の手続きについて

◇窓口で申請をされる場合

下記のものをご用意の上、「村上市役所 介護高齢課」までお越しください。

・本人が窓口に来るとき

- ① 介護保険被保険者証
- ② 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ③ 身元確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証 等）

・本人以外が窓口に来るとき

- ① 本人の介護保険被保険者証
- ② 本人の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ③ 窓口に来る人の身元確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証 等）

◇郵送で申請をされる場合

下記の4点を、「村上市役所 介護高齢課 介護保険室」までお送りください。

- ① 申請書
- ② 本人の介護保険被保険者証の原本
- ③ 本人の個人番号（マイナンバー）が確認できるものの写し
- ④ 申請書を提出される方の身元確認ができるもの（運転免許証 等）の写し

※個人番号（マイナンバー）の記載について

平成28年1月から「個人番号制度」が始まり、介護保険申請手続きをする際に、申請書に個人番号（マイナンバー）を記載することが義務付けられました。

介護保険被保険者証のほかに、通知カードまたは個人番号カードの提示が必要になりますので、申請の際にお持ちください。

<申請書に記入いただく主治医について>

申請書に主治医を記入いただいた後、その主治医に対し市役所から主治医意見書を依頼します。その際、その主治医への受診が2～3ヶ月ほどない場合などに、受診をしていただくことになる場合があります。受診が必要になり予約をする際は、

「介護保険の認定のため受診をしたい」ということで医療機関へご連絡ください。

ご不明な点等ありましたら担当までご連絡ください。

担当 村上市役所 介護高齢課 介護保険室
☎0254(53)2111 内線 3411・3412